



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*28 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則 (情報政策課)

○ 公安委員会規則

*6 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

343 字の区域の変更 (市町村課)

344 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

345 生活保護法による指定介護機関の変更
(")

346 救急病院の認定 (医務課)

347 救急診療所の認定 (")

348 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した
意見の概要 (商工振興課)

349 大規模小売店舗の変更の届出 (")

350 " (")

351 " (")

352 " (")

353 換地処分の完了 (農村計画課)

354 " (")

355 家畜伝染病予防法による家畜防疫員の検査(畜産課)

356 " (")

357 家畜伝染病予防法による家畜防疫員の注射(")

358 保安林予定森林 (森林整備課)

359 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

*21 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演
説会等の公営施設の指定)の一部改正

○ 公告

争議行為の公表 (労働企画課)

規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する条例施行規則を次のように定める。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めのある場合を
除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する条例(平成17年和歌山県条例第50号。以下「情
報通信技術利用条例」という。)第3条から第6条までの規
定により、知事等に対して行い、又は知事等が行うことと
される手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う
場合等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合
を除くほか、情報通信技術利用条例で使用する用語の例に
よる。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当
該各号の定めるところによる。

(1) 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれら
の機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限
を行使することを認められたものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成
12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で知事等が情報通
信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に
係る電子計算機から認証できるものをいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する
法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する
電子証明書

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1
項及び第3項の規定に基づき登記官が発行した電子証
明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が定める電子証
明書

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規則で定める申
請等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる
規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子

情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機（知事が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。）から入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する申請等については、この限りではない。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は記載されている事項（次項において「添付事項」という。）を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出した場合は、この限りでない。

5 知事等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力する場合は、知事が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

6 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものも含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

7 知事等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、知事の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（電子情報処理組織による縦覧等）

第5条 知事等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用す

る方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電子情報処理組織による作成等）

第6条 知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称等を明らかにする措置）

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。）及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

条例等名	規定
和歌山県情報公開条例 （平成13年和歌山県条例第2号）	第6条第1項
和歌山県情報公開条例施行規則 （平成13年和歌山県規則第92号）	第15条第2項
和歌山県屋外広告物条例施行規則 （昭和59年和歌山県規則第85号）	第3条及び 第9条
和歌山県屋外広告物条例施行規則 （昭和59年和歌山県規則第85号）	第13条及び 第15条第3項

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 警察音楽隊の運用に関すること。

第3条の2第2項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

第3条の3 総務課に、警察音楽隊を附置する。

2 警察音楽隊においては、警察音楽隊の運営に関する事務をつかさどる。

第13条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 銃砲刀剣類等の所持許可等に関すること。

(9) 火薬類等の許可等に関すること。

第15条第5号を削る。

第17条を削る。

第18条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警察航空隊の運用に関すること。

第18条を第17条とし、第18条の2を第18条とし、第18条の3を第18条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

第18条の3 地域執行課に、警察航空隊を附置する。

2 警察航空隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 航空機の運航及び整備に関すること。

(2) 航空機の安全管理及び航空業務の教育訓練に関すること。

第20条第6号を次のように改める。

(6) 銃砲刀剣類及び火薬類等の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

第20条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第24条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 知能犯捜査指導室の運用に関すること。

第24条の次に次の1条を加える。

第24条の2 捜査第二課に、知能犯捜査指導室を附置する。

2 知能犯捜査指導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。

(2) 刑事部長が特に命ずる業務の実施に関すること。

第27条に次の1号を加える。

(4) 鑑定指導室の運用に関すること。

第27条の次に次の1条を加える。

第27条の2 科学捜査研究所に、鑑定指導室を附置する。

2 鑑定指導室においては、鑑定に係る企画及び指導に関する事務をつかさどる。

第30条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の

次に次の1号を加える。

(5) 交通部庶務室の運用に関すること。

第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

第30条の2 交通企画課に、交通部庶務室を附置する。

2 交通部庶務室においては、部内(高速道路交通警察隊を除く。)の庶務に関する事務をつかさどる。

第31条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自動車の保管場所の確保等に関すること。

第32条の2を削る。

第33条第6号中「暴走族対策室」を「交通捜査・暴走族対策室」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 駐車違反取締センターの運用に関すること。

第34条の2中「暴走族対策室」を「交通捜査・暴走族対策室」に改め、同条第2項第1号中「暴走族対策に関する企画及び調査」を「交通事故事件の捜査、鑑識及び指導」に改め、同項第2号中「暴走族」を「暴走族対策及び暴走族に係る交通指導取締り」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第34条の3 交通指導課に、駐車違反取締センターを附置する。

2 駐車違反取締センターにおいては、次の事務をつかさどる。

(1) 駐車違反取締りに関すること。

(2) 駐車違反取締りに関する企画及び調査に関すること。

(3) 駐車違反車両の移動及び保管業務の指導に関すること。

(4) 放置関係事務の委託に関すること。

(5) 放置違反金事務に関すること。

(6) 駐車違反に伴う自動車の使用制限に関すること。

第39条中「、一般国道42号自動車専用海南湯浅道路」を削る。

第41条第3号エ中「日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法」を「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」に改め、同号に次のように加える。

キ その他警備犯罪の捜査に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)

第42条第8号を次のように改める。

(8) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

ア 右翼運動に伴う警備犯罪

イ 警備実施に関連する犯罪(地域指導課の所掌に属するものを除く。)

第42条中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条に次の1号を加える。

(10) 災害対策室の運用に関すること。

第42条の次に次の1条を加える。

第42条の2 警備課に、災害対策室を附置する。

2 災害対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 災害対策の企画及び調査に関すること。
- (2) 大規模地震災害総合対策委員会、幹事会及び部会の連絡、調整に関すること。
- (3) 警備部長が特に命ずる業務の実施に関すること。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行する。ただし、第39条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、貴志川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大字長原字向原に編入する区域

大 字	字	地 番
長山	五反田	4-2、8 及び 13-2 の全部 4-1、7、9、10、11、12、13-1、71、72、73、74 及び水路の一部

2 大字長山字里ノ内に編入する区域

大 字	字	地 番
長山	弁時	250-1、251-1、252-1、253-3、261-3 及び道路の全部

3 大字長山字森本に編入する区域

大 字	字	地 番
長山	荒子谷	387-1、388-3、道路及び水路の全部
	里ノ内	503、504 及び 510 の全部
		505、512、513、514 及び水路の一部

地番については、平成 16 年 8 月 25 日現在のものである。

和歌山県告示第 344 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那薬 32-10	松浦薬局	那賀郡岩出町清水 443-1	平成 16.10.31

和歌山県告示第 345 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

届出者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地及び指定事業所の所在地）		指 定 事 業 所 の 名 称	サ ー ビ ス の 種 類	変 更 年 月 日
	旧	新			
医療法人外科内科辻医院	田辺市上屋敷町96番地	田辺市上屋敷三丁目11番14号	外科内科辻医院	短期入所療養介護 介護療養型医療施設	平成 15年11月4日
医療法人洗心会	田辺市上屋敷町147番地の3	田辺市上屋敷二丁目5番1号	玉置病院	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 居宅介護支援事業 介護療養型医療施設	平成 15年11月4日

和歌山県告示第 346 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

名 称	所 在 地	有効期限
公立那賀病院	那賀郡打田町打田1282	平成 20.3.31
医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家六丁目7番26号	平成 20.3.31

和歌山県告示第347号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

名 称	所 在 地	有効期限
奥クリニック	那賀郡打田町黒土263番地1	平成 20.3.24

和歌山県告示第 348 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン海南店

和歌山県海南市重根116番地

2 意見の概要

騒音、振動に係る特定施設を設置している場合は、各法令に基づく届出を行うこと。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

海南市産業情報部商工振興課（和歌山県海南市日方1525-6）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年3月22日から平成17年4月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第349号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ橋本林間店

和歌山県橋本市三石台 1 丁目 2 番 1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島 185 番地の 3

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗建物内2階 (縦覧図書別添2階平面図(駐車場)変更前)	198台
店舗建物内R階 (縦覧図書別添R階平面図(駐車場))	255台
合 計	453台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗建物内2階 (縦覧図書別添2階平面図(駐車場)変更後)	183台
店舗建物内R階 (縦覧図書別添R階平面図(駐車場))	255台
合 計	438台

4 変更する年月日

平成 17 年 11 月 9 日

5 変更する理由

アミューズメント施設の設置による駐車場縮小のため。

6 届出年月日

平成 17 年 3 月 9 日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目 1 番地）

橋本市経済部地域振興課（和歌山県橋本市東家 1-1-1）

伊都振興局県民行政部地域行政課（和歌山県橋本市市脇 4 丁目 5 番 8 号）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 3 月 22 日から平成 17 年 7 月 22 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 350 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ橋本隅田店

和歌山県橋本市隅田町垂井 92-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島 185 番地の 3

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
駐車場①店舗建物東側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	93台
駐車場②店舗建物南西側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	104台
合 計	197台

(変更後)

位 置	収容台数
駐車場①店舗建物東側 (縦覧図書別添全体配置図(変更後))	93台
合 計	93台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場N o.	出入口の数	位 置
駐車場①	出入口2か所	縦覧図書別添全体配置図 (変更前)
駐車場②	出入口3か所	
合 計	出入口5か所	

(変更後)

駐車場N o.	出入口の数	位 置
駐車場①	出入口2か所	縦覧図書別添全体配置図 (変更後)
合 計	出入口2か所	

4 変更する年月日

平成 17 年 11 月 9 日

5 変更する理由

契約駐車場の契約解除による駐車場縮小のため。

6 届出年月日

平成 17 年 3 月 9 日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家 1-1-1)

伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇 4 丁目 5 番 8 号)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 3 月 22 日から平成 17 年 7 月 22 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 351 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワミレニアシティ岩出店

和歌山県那賀郡岩出町中迫塚本 147

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

辻野開発株式会社 代表取締役 辻野嘉人

大阪府阪南市尾崎町 86 番地の 1

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
駐車場①店舗建物3階・R階 (縦覧図書別添全体配置図・3階平面図(駐車場)・R階平面図(駐車場)変更前)	457台
駐車場②店舗建物西側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	160台
駐車場③店舗建物東側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	164台
駐車場④店舗建物南西側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	157台
合 計	938台

(変更後)

位 置	収容台数
駐車場①店舗建物3階・R階 (縦覧図書別添全体配置図・3階平面図(駐車場)・R階平面図(駐車場)変更後)	446台
駐車場②店舗建物西側 (縦覧図書別添全体配置図(変更後))	114台
駐車場③店舗建物東側 (縦覧図書別添全体配置図(変更後))	151台
駐車場④店舗建物南西側 (縦覧図書別添全体配置図(変更後))	153台
合 計	864台

4 変更する年月日

平成 17 年 11 月 9 日

5 変更する理由

駐車場の運用の変更等による駐車場縮小のため。

6 届出年月日

平成 17 年 3 月 9 日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野 209)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚 209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 3 月 22 日から平成 17 年 7 月 22 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 352 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、
「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ粉河店

和歌山県那賀郡粉河町粉河 762

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島 185 番地の 3

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗建物北側 (縦覧図書別添全体配置図(変更前))	300台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗建物北側 (縦覧図書別添全体配置図(変更後))	216台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場N o.	出入口の数	位 置
—	出入口3か所 入口1か所 出口1か所	縦覧図書別添全体配置図 (変更前)

(変更後)

駐車場N o.	出入口の数	位 置
—	出入口1か所 入口1か所 出口1か所	縦覧図書別添全体配置図 (変更後)

4 変更する年月日

平成 17 年 11 月 9 日

5 変更する理由

契約駐車場の契約解除による駐車場縮小のため。

6 届出年月日

平成 17 年 3 月 9 日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

粉河町産業経済課(和歌山県那賀郡粉河町粉河 412)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚 209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年3月22日から平成17年7月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第353号

平成17年3月8日付けで計画認可した貴志川町営換地計画（長山地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第354号

平成17年3月8日付けで計画認可した川辺町営換地計画（芝ノ裏地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第355号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病検査 ヨーネ病の発生予防のため。
- (2) 腐そ病検査 腐そ病の発生予防のため。
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため腐そ病検査

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域
- (2) 腐そ病検査 県内全域
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 腐そ病検査 みつばち
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成17年4月1日から平成17年7月31日まで
- (2) 腐そ病検査 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法

和歌山県告示第356号

監視伝染病の発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

- (1) 牛流行熱検査 牛流行熱の発生予察のため。
- (2) イバラキ病検査 イバラキ病の発生予察のため。
- (3) アカバネ病検査 アカバネ病の発生予察のため。
- (4) アイノウイルス感染症検査 アイノウイルス感染症の発生予察のため。
- (5) チュウザン病検査 チュウザン病の発生予察のため。
- (6) ブルータング検査 ブルータングの発生予察のため。
- (7) 流行性脳炎検査 流行性脳炎の発生予察のため。

2 実施する区域

- (1) 牛流行熱検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (2) イバラキ病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (3) アカバネ病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (4) アイノウイルス感染症検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (5) チュウザン病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (6) ブルータング検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域

和歌山県知事 木村良樹

(7) 流行性脳炎検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (2) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (3) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (4) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (5) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (6) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛

(7) 流行性脳炎検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた豚

4 実施の期日

- (1) 牛流行熱検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (2) イバラキ病検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (3) アカバネ病検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (4) アイノウイルス感染症検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (5) チュウザン病検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) ブルータング検査 原則として平成17年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) 流行性脳炎検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた時期に2回実施する。

5 検査の方法

- (1) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (2) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (3) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (4) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (5) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (6) ブルータング検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) 流行性脳炎検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第357号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の注射を受けることを命ずる。

平成17年3月22日

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため。
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病の発生予防のため。
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病の発生予防のため。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病の発生予防のため。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症の発生予防のため。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒の発生予防のため。
- (8) 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎の発生予防のため。

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)

4 実施の期日

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (3) イバラキ病予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) アカバネ病予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (5) チュウザン病予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 平成17年4月1日

から平成18年3月31日まで

(7) 豚丹毒予防注射 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(8) 流行性脳炎予防注射 平成17年4月1日から平成17年7月31日まで

5 注射の方法

(1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。

(2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射については、牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。

(3) イバラキ病予防注射については、イバラキ病予防液を皮下に注射する。

(4) アカバネ病予防注射については、アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。

(5) チュウザン病予防注射については、チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。

(6) アイノウイルス感染症予防注射については、アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。

(7) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒予防液を皮下に注射する。

(8) 流行性脳炎予防注射については、次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。

ア 経産豚 1回

イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

和歌山県告示第358号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡串本町二色字炭床78の2、78の3、78の5から78の7まで、79の2、80から83まで、83の1、字牛市688、689、689の1、690の1、690の2、692、692の2、692の3（次の図に示す部分に限る。）、692の4、692の5、高富字下左876・876の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2791	那賀郡貴志川町大字長原字岸山1601番1の一部	和歌山市新在家121-1株式会社幸福建設代表取締役金沢公英	平成17.3.14	6.00	38.05

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 7 年和歌山県選挙管理委員会告示第 88 号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年3月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

表中	日高郡龍神村大字安井 1048 の 6 日高郡龍神村大字福井2470		龍神村民センター 老人憩の家「
	「		
ンター 白寿荘」	を	日高郡龍神村大字安井 1048 の 6	龍神
		」	
村村民センター	に、	日高郡龍神村大字柳瀬 1122 日高郡龍神村大字丹生ノ川 27	」
		」	
5 の 2	を	上柳瀬多目的集会施設 森林公園丹生ヤマセミの郷	日高郡龍神
		」	
村大字柳瀬 1122	に、	上柳瀬多目的集会施設	」
		」	

「 日高郡龍神村大字湯ノ又 329 番地

龍神村湯ノ又地区集

会所

を

「 日高郡龍神村大字湯ノ又 329 番地
日高郡龍神村大字小又川 422 番地の 6
日高郡龍神村大字丹生ノ川 280 番地の 1龍神村湯ノ又地区集会所
高齢者生きがい研修館
丹生ノ川振興館

に改める。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成17年3月14日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成17年3月22日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 事件 賃上げ及び労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成17年3月25日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 加盟民間病院における全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。